

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.035

処 分 名	高架の工作物内に設ける建築物の高さ制限の例外認定
処 分 の 概 要	高架の工作物内に設ける建築物、例えば鉄塔内に設けられる展望台、高架鉄道の下に設ける店舗等に対して、法第 55 条、第 56 条及び第 56 条の 2 の規定をそのまま一般的な建築物に適用するのは不合理であるから、特定行政庁が周囲の状況を考慮して、交通、安全、防災及び衛生上の観点から支障がないと認めた場合において高さの関係の規定は適用されません。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 57 条第 1 項
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき 27,000 円

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■建築基準法

（高架の工作物内に設ける建築物等に対する高さの制限の緩和）

第五十七条 高架の工作物内に設ける建築物で特定行政庁が周囲の状況により交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、前三条の規定は、適用しない。

2 道路内にある建築物（高架の道路の路面下に設けるものを除く。）については、第五十六条第一項第一号及び第二項から第四項までの規定は、適用しない。